（平成３０年６月１日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

作成部署　　環境局多摩環境事務所自然環境課指導担当　　電話　042-521-4809

事務名 林地開発の許可

《事務処理フロー図》

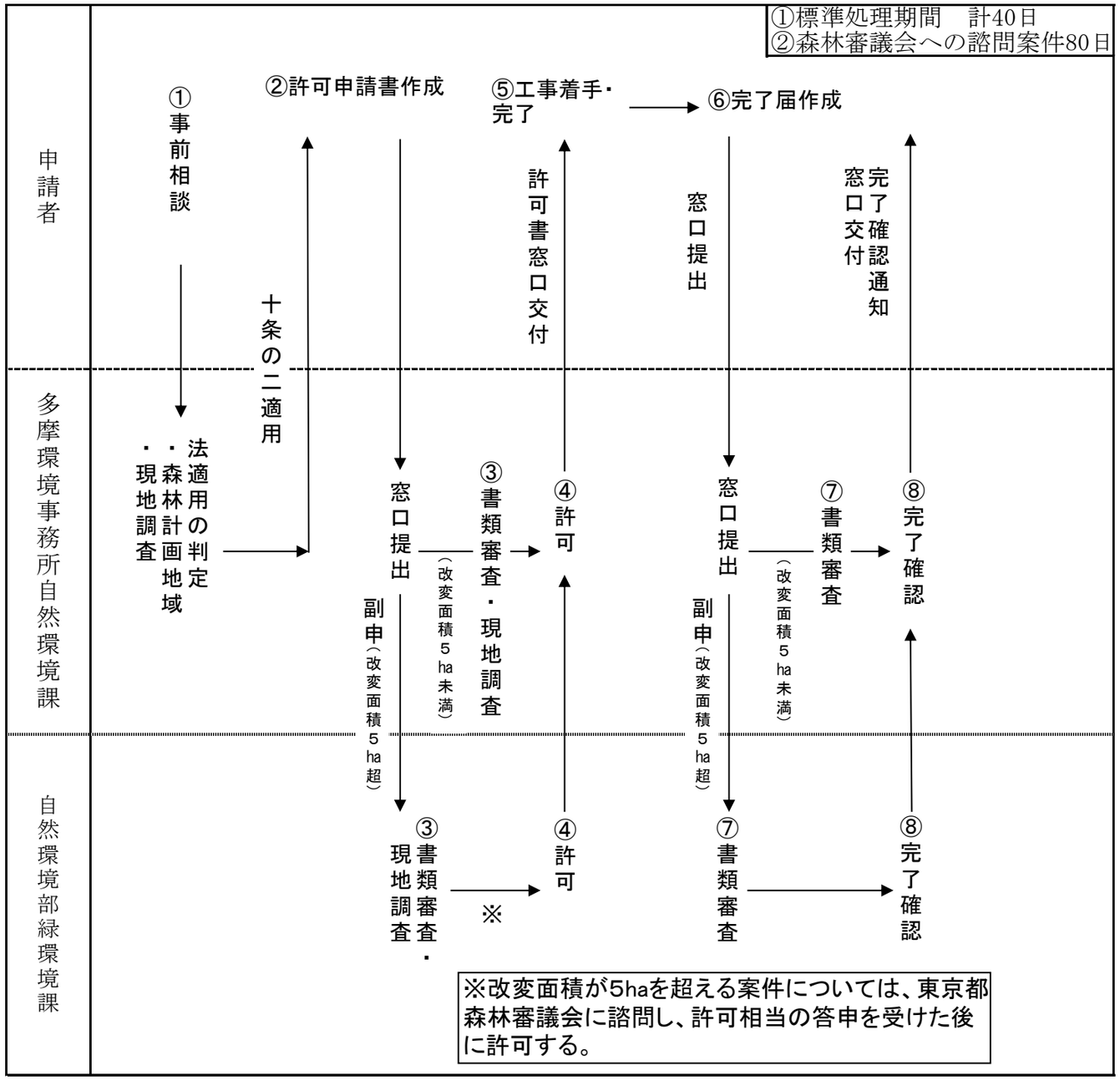

《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	事前相談	多摩地域の地域森林計画区域内で、森林の改変する面積が1ha以上の開発案件は多摩環境事務所自然環境課で事前相談を行い、書類審査及び必要に応じ現地調査により10条の２が適用されるのか判定します。
2	許可申請	10条の２が適用された場合は、申請者が法律に基づいた申請書を作成し、申請します。
3	書類審査	申請書類の記載漏れ、添付書類の不足等がないか、法で定める許可条件に適合しているかを審査し、不備がないと確認された後、５ha未満の案件は多摩環境事務所で審査します。 ５ha超の案件は、自然環境部へ副申します。
4	許可	自然環境部長又は多摩環境事務所長の決裁後、許可書を交付します。
5	工事着工・完了	許可書交付後に着工します。
6	完了届作成	工事完了後、速やかに、完了届を提出します。
7	書類審査	書類に記載漏れ、添付書類の不足等がないか審査します。
8	完了確認	書類審査及び現地立会い検査により、許可条件に適合しているか検査します。緑環境課長又は自然環境課長の決裁後、完了確認通知を交付します。